

(法第28条第1項関係様式例)

2021年度事業報告書

2021年 4月 1日から 2022年 3月 31日まで

法人の名称：NPO 法人くまもと相談所

1 事業の成果

①「子どもたちが心身共に健康に過ごすための支援」

今年も、コロナ感染拡大が心配される中ではありましたが「お弁当の配布」という形で実施することができました。

2020年度は、参加者合計415人でしたが、2021年度は、更に上回り542人でした。月に平均すると、45人となります。最近では、様々な年齢層の子どもたちが参加してくれているように感じます。

今年度は、校区社協様からお米のご寄付や、地域のかたからの寄付金、お野菜の提供、企業様からのお弁当のご寄付、容器のご寄付などもお預かりしました。

最近では「来月は何にしようか。」と問いかけると、親子の会話のように「豚丼がいい！！」等、即答してくれます。とても嬉しいです。

今後も、子どもたちの笑顔が増えることを祈りつつ、可能な限り「子ども食堂」の活動を継続していきたいと思っております。

2022年度も、衛生管理に十分に気を付けながら、地域のレンタルスペースを活用し、少人数で調理にもチャレンジしたいと思えます。

②「相談者のための電話相談等及びその他の支援活動」

令和3年度も、皆様のご協力ご理解をいただき(2)～(5)の事業を実施することができました。

相談件数は、2020年度の相談対応件数(延べ)726件を大幅に超え1082件となりました。相談件数の増加とともに、相談内容は複雑化し民間レベルでの対応が適切かどうか悩むこともありました。

当所では、「定期訪問等」を実施しておりますが、最近では、再スタート後の精神的フォローも課題であり、そのためにも、ステップハウスの開設に着手すべきだと実感しております。

着手すべき事業は、次々に表面化しますが財政的にひっ迫しており、収益事業をおこなうことは容易ではなく、今後の事業においても「縮小せざるを得ないのではないかと頭をよぎります。

しかしながら、支援の根拠法となる法律が、女性差別の規定がある法律から、女性支援に間する法律へと新法が成立する見通しとなっているため、被害者の方へ必要な支援が確実に届くようになること、支援団体として、必要な支援ができるような財政的、人的支援が可能となることを強く期待します。

もちろん、対応できるための組織へと成長するために、私たちスタッフ一同、相談

員として研修参加や自己啓発活動などを行い、質の高い必要な支援が行えるよう自己研鑽に努めます。

どうか関係機関の皆様におかれましても、全国的にDV、虐待等が尊い命を奪っていることに目を背けることなく、様々な暴力から命が消されることをゼロにするために、できること、やるべきことに、着手してくださることを切に望みます。

引き続き、スタッフ一同、日々たくさんの意見を出し合いながら、女性等の被害者支援を行ってまいります。

## 2 事業の実施に関する事項 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事 者の 人数	受益対象者 の範囲及び 人数	支出額 (円)
①子ども たちが心 身共に健 康に過ご すための 支援	子ども食堂	月1回 程度	熊本 市東 区桜 木	30人 程度	県内の子ども たち542 人	225,483
②相談者 のための 電話相談 等及びそ の他の支 援活動	電話相談に対応し、 傾聴、情報提供を行 った	週6日	熊本 県内	40人 程度	県内、県外 の女性727 人	1,690,877
③相談者 の相談、 自立支援 のための 委託事 業・協働 事業の実 施	相談者に対し関係機 関と協働で支援を行 った	週6日	熊本 県内	40人 程度	県内、県外 の女性 1082人	10,920,775
④相談者 を支援す る人材育 成事業	・法人内相談員研修 開催 ・婦人相談員連絡協 議会研修参加等	11月、 12月、 2月等	市内、 水俣 市等	7人		0

<p>(5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>他団体と共同で被害者の新たな住まいの確保、その後の生活相談に取り組んだ</p>	<p>随時</p>	<p>熊本県内</p>	<p>40名</p>	<p>県内外にお住まいで、新たな生活をスタートされた方の、その後の見守り等を希望される方</p>	<p>0</p>
-------------------------------------	--	-----------	-------------	------------	--	----------

(